

平成 30 年 10 月 12 日

受益者のみなさま

三菱UFJ国際投信株式会社

**「世界資源株ファンド」およびその主要投資対象である「世界資源株マザーファンド」の  
約款変更(予定)のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「世界資源株ファンド」につきまして、主要投資対象である「世界資源株マザーファンド」(以下「当該マザーファンド」といいます。)の運用体制を再委託から弊社による自社運用に切り替えるための投資信託約款(以下「約款」といいます。)の変更および「世界資源株ファンド」申込不可日の約款変更を予定しております。

なお、この約款変更につきましては、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第 30 条および第 32 条に基づいて、異議申立の受付を行います。

本約款変更にご異議のない場合、必要なお手続きはございません。

本約款変更の趣旨についてご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

**【要旨】**

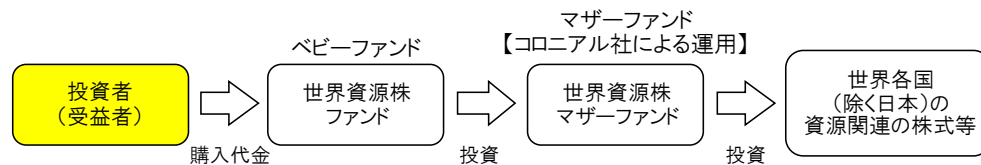
**●当該マザーファンドの運用体制の変更**

コロニアル・ファーストステート・アセットマネジメント(オーストラリア)リミテッドによる運用から弊社による自社運用への変更

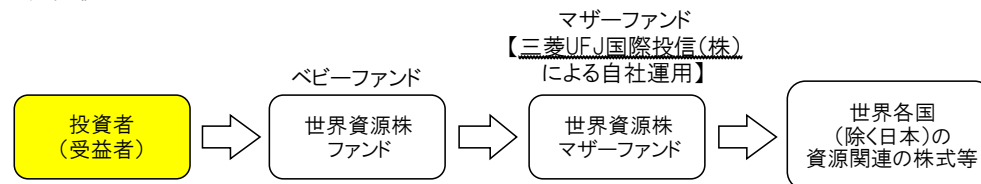
※「世界資源株マザーファンド」は、設定来、運用の指図に関する権限をコロニアル・ファーストステート・アセットマネジメント(オーストラリア)リミテッド(以下「コロニアル社」または「再委託先」ということがあります。)に委託してきました。

**変更の概略図**

■現在



■変更後



**●「世界資源株ファンド」の申込不可日の変更**

■現在 シドニーの銀行の休業日

■変更後 ニューヨークの銀行の休業日の前営業日、ニューヨーク証券取引所の休業日の前営業日、オーストラリア証券取引所の休業日の前営業日

## 1. 対象ファンド

「世界資源株ファンド」およびその主要投資対象である「世界資源株マザーファンド」

お客さまが保有されている対象ファンドにつきましては、同封の「異議申立書 兼 個人情報の販売会社宛提供に関する同意確認書」をご参照ください。

## 2. 変更の理由・背景

当該マザーファンドの運用再委託先であるコロニアル・ファーストステート・アセットマネジメント(オーストラリア)リミテッドより資源株式の運用チームを解散する旨の連絡を受け、コロニアル社と弊社との運用の権限の委託にかかる契約(再委託契約)は平成 31 年 1 月をもって終了することとなります。

弊社としては、当該マザーファンドの運用を再委託から弊社による自社運用に切り替え、投資機会の提供を継続することが受益者さまのニーズにお応えするものと判断しました。

また、自社運用化に伴い「世界資源株ファンド」の申込不可日の変更を行います。これまで、申込不可日は「シドニーの銀行の休業日」でしたが、約款変更後は「ニューヨークの銀行の休業日の前営業日、ニューヨーク証券取引所の休業日の前営業日、オーストラリア証券取引所の休業日の前営業日」となります。これは、米国(ニューヨーク)とオーストラリアが資源関連株式等の主要市場であるためです。

なお、運用の基本方針に変更はありませんが、これらは重大な内容の変更に該当し、受益者のみなさまからの異議申立の受付を行います。

## 3. 予定している約款変更の内容

当該マザーファンドの運用体制を再委託から弊社による自社運用に変更するため、当該マザーファンドの約款変更を行います。

当該マザーファンドの約款変更に伴い、「世界資源株ファンド」において、申込不可日の変更の約款変更を行います。

上記の重大な内容の変更に加えて、当該マザーファンドの約款変更に伴い、「世界資源株ファンド」の運用管理費用(信託報酬)引下げの約款変更を行います。(これは異議申立の対象ではありません。)

くわしくは、別紙「約款変更の新旧対照表」をご参照ください。

## 4. 約款変更が否決された場合

異議申立手続きの結果、異議申立多数により、本約款変更が否決された場合、約款に定められた運用方針に沿った運用の継続が困難となるため、当該マザーファンドは平成 30 年 12 月 17 日に繰上償還となります。また、当該マザーファンドが繰上償還となった場合、当該マザーファンドを主要投資対象とする「世界資源株ファンド」につきましても、平成 30 年 12 月 18 日に繰上償還となります。

## 5. 約款変更にかかるお手続き

本約款変更にご異議のない受益者さまは、必要なお手続きはございません。

なお、本約款変更にご同意いただけない場合は、異議申立を行うことができます。(本約款変更が否決された場合、当該マザーファンドおよび「世界資源株ファンド」は繰上償還となります。)

くわしくは、次頁以降の《異議申立・買取請求のお手続き》をご参照ください。

以上

## 《異議申立・買取請求のお手続き》

### 異議申立について

改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第 30 条および第 32 条に基づいて、本約款変更にご異議のある受益者さまは、異議申立を行うことができます。

本約款変更に対してご異議のない受益者さまは、必要なお手続きはございません。

### (1) 今後のスケジュール

日付	内容	詳細
平成 30 年 10 月 12 日(金) ↓ (異議申立受付期間) ↓ 平成 30 年 11 月 12 日(月)	① 公告日(電子公告)  ② 異議申立	弊社ホームページに、本変更に関するお知らせを掲載いたします。  『必要記載事項』をご記入いただいた書類を提出することにより、本変更に関するご異議を申立てることができます。
平成 30 年 11 月 13 日(火)	③ 本約款変更可否決定	異議申立を行った受益者さまの受益権の口数を集計し、平成 30 年 10 月 12 日(金)時点の受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、本変更実施を決定いたします。可否についてのお知らせを弊社ホームページに掲載いたします。
平成 30 年 11 月 22 日(木) ↓ (買取請求期間) ↓ 平成 30 年 12 月 11 日(火)	④ 買取請求	異議申立を行った受益者さまは、保有する対象ファンドの受益権について、受託会社に対し、その信託財産をもって買い取ることを請求できます。
平成 30 年 12 月 14 日(金)	⑤ 約款変更日	本変更を実施します。
以下は本約款変更が否決された場合のスケジュールです。		
平成 30 年 12 月 17 日(月)	当該マザーファンド 繰上償還日	
平成 30 年 12 月 18 日(火)	「世界資源株ファンド」 繰上償還日	

### (2) 異議申立のお手続き

#### a. 本約款変更に対してご異議のない受益者さま

⇒お手続きの必要はございません。

#### b. ご異議のある受益者さまの異議申立のお手続き

平成 30 年 10 月 12 日(金)時点の受益者さまは、異議申立の受付期間中(平成 30 年 10 月 12 日(金)～平成 30 年 11 月 12 日(月))に、弊社に対して本状に同封いたしました「異議申立書 兼 個人情報販売会社宛提供に関する同意確認書」(以下「異議申立書」といいます。)により、本約款変更に関する異議を申し立てることができます。

本約款変更に対してご異議のある受益者さまは、「異議申立書」に以下の内容をご記入の上、弊社宛(住所は以下【宛先】をご参照ください。)にご郵送ください。(平成 30 年 11 月 12 日(月)弊社到着

分までを有効とさせていただきます。返信用封筒をご希望の方は、弊社お客さま専用フリーダイヤルまでご連絡ください。)

三菱UFJ国際投信株式会社 お客さま専用フリーダイヤル 0120-548066  
受付時間/9:00~17:00 (土・日・祝日・12月31日~1月3日を除く)

**【受益者さまにご記入いただく内容】**

① お名前(署名、捺印\*)

\*下記④の販売会社にお届けのご印鑑によるご捺印をお願い申し上げます。

② ご住所

③ ご連絡先電話番号(日中ご連絡先)

④ ご購入の販売会社名・お取引店名・口座番号

⑤ (当該個人情報提供に同意いただける場合)同意欄に○印を記入

⑥ 記入日

**【宛先】**

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-12-1

三菱UFJ国際投信株式会社 商品マーケティング企画部 異議申立受付宛

なお、記入内容に不備等がありますと、異議申立をお受けできなくなる場合がありますのでご注意ください。また、異議申立を行った受益者さまの受益権口数等の確認のため、弊社からご購入の販売会社に対して口数等の確認を行いますので、併せてご承知おきください。

※この「異議申立書」にて知り得た個人情報は、本件以外には使用いたしません。

**(3) 本約款変更の可否決定**

異議申立を行った受益者さまの受益権口数の合計が、平成30年10月12日(金)時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、約款変更を実施します。(この場合、当該マザーファンドおよび「世界資源株ファンド」は繰上償還となりません。)

2分の1を超えて本約款変更が否決された場合、運用の継続が困難となり、当該マザーファンドおよび「世界資源株ファンド」は繰上償還となりますことをご承知おきください。

いずれの場合も、本約款変更の可否結果等を異議申立の受付期間終了後に弊社ホームページに掲載(電子公告)し、かつ、可否結果等を記載した書面を「世界資源株ファンド」の知られたる受益者さまに対してご購入の販売会社を通して交付します。

**(4) 買取請求のお手続き**

買取請求について

異議申立を行った受益者さまは、買取請求期間中、保有する受益権について受託会社に対し、信託財産をもって買い取ることを請求できます。

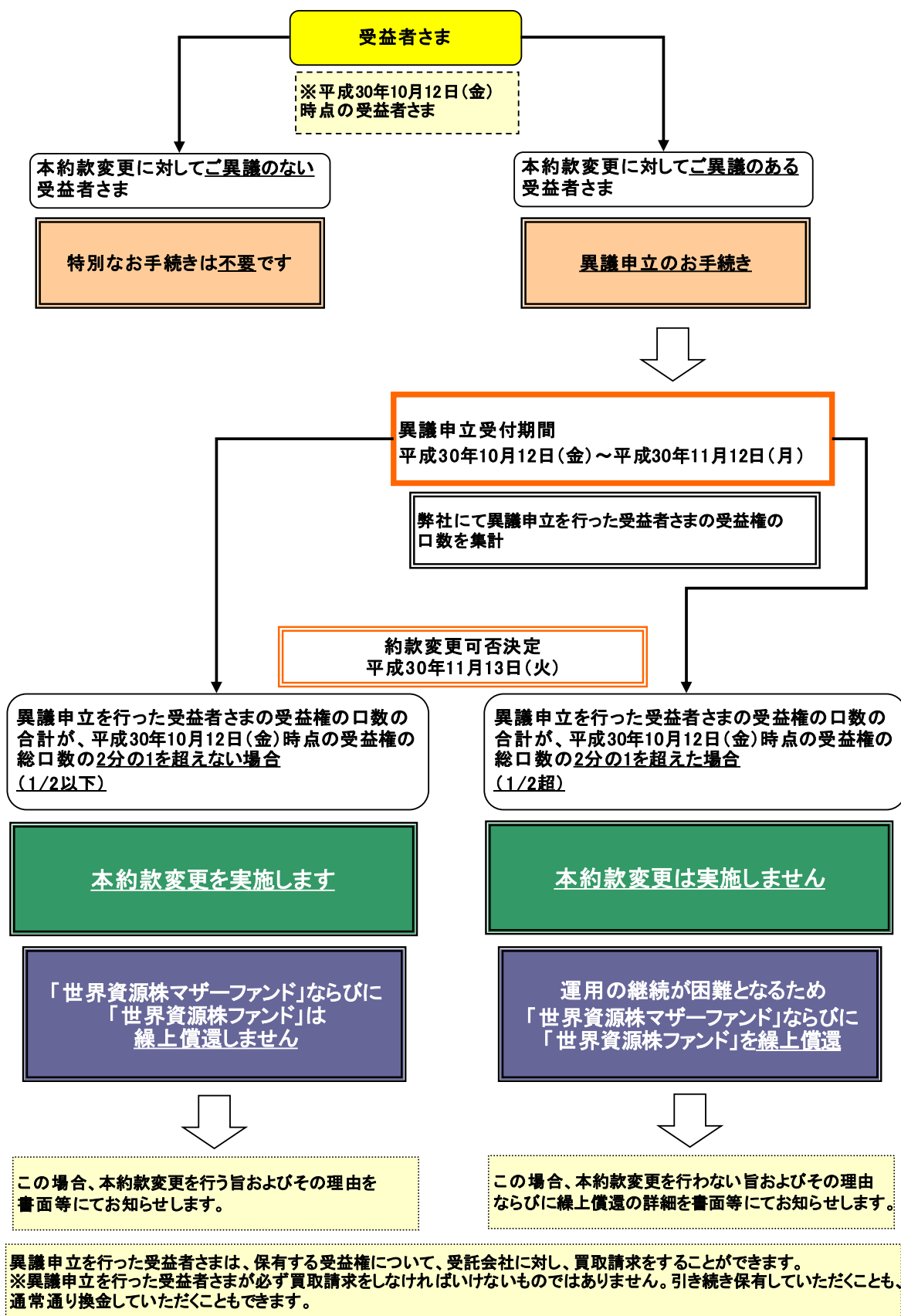
異議申立を行った受益者さまが必ず買取請求をしなければいけないものではありません。引き続き保有していただくことも、通常通り換金していただくことも可能です。

※本書に記載の「買取請求」とは、本約款変更に関する異議申立を行った受益者さまのみを対象とするものであり、通常の換金における「買取請求」とは異なります。

※異議申立の有無にかかわらず、ご購入の販売会社にて通常の換金手続きを行うことができます。

以上

〔「異議申立」手続きの流れ〕



お問い合わせ先

三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-548066

【受付時間/9:00～17:00 (土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く)】

# 約款変更（新旧対照表）

## 世界資源株マザーファンド

変更後（新）	変更前（旧）
<p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 (略)</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>主として世界各国（除く日本）の資源関連の株式等へ投資することにより、信託財産の中長期的な成長をめざします。</p> <p>組入れにあたっては、個別銘柄選択を重視し、埋蔵資源量、生産コスト、財務内容、マネジメント、成長性など企業のクオリティに着目して決定します。</p> <p>組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。</p> <p>なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。 (以下、略)</p>	<p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 (略)</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>主として世界各国（除く日本）の資源関連の株式等へ投資することにより、信託財産の中長期的な成長をめざします。</p> <p>組入れにあたっては、個別銘柄選択を重視し、埋蔵資源量、生産コスト、財務内容、マネジメント、成長性など企業のクオリティに着目して決定します。</p> <p><u>運用の指図に関する権限は、コロニアル・ファーストステート・アセットマネジメント（オーストラリア）リミテッドに委託します。</u></p> <p>組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。</p> <p>なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。 (以下、略)</p>
<p>(投資の対象とする有価証券等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>③ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。 (略)</p>	<p>(投資の対象とする有価証券等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>③ 委託者<u>(第17条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、本条、第16条、第18条から第24条、第26条、第31条および第32条において同じ。)</u>は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。 (略)</p>
<p>第17条 <u>&lt;削除&gt;</u></p>	<p><u>(運用の指図に関する権限の委託)</u></p> <p>第17条 <u>委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
	<p><u>コロニアル・ファーストステート・アセット トマネジメント（オーストラリア）リミテ ッド</u> <u>Sydney, New South Wales, Australia</u></p> <p>② <u>前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この 信託を投資対象とする証券投資信託の委託者 が、当該証券投資信託に係る信託報酬のうち当 該委託者が受ける報酬から、原則として、毎年 4月および10月の20日（当該日が休業日の場合 は当該日以降の最初の営業日）から15営業日以 内ならびに信託終了のときに支弁するものと し、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、こ の信託の信託財産の純資産総額に応じて、次に 定める率をこの信託の信託財産の純資産総額 に乗じて得た金額とします。</u></p> <p><u>信託財産の純資産総額</u></p> <p><u>100億円未満の部分 年10,000分の75</u> <u>100億円以上200億円未満の部分 年</u> <u>10,000分の65</u> <u>200億円以上の部分 年10,000分の60</u></p> <p>③ <u>第1項の規定にかかわらず、第1項により委 託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契 約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生 ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図 に関する権限の委託を中止または委託の内容 を変更することができます。</u></p>
<p>（信託業務の委託等） 第27条 （略）</p> <p>③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りま す。）を、受託者および委託者が適当と認め る者（受託者の利害関係人を含みます。）に 委託することができるものとします。</p> <p>1. ～2. （略）</p> <p>3. 委託者のみの指図により信託財産の処分 およびその他の信託の目的の達成のために 必要な行為に係る業務</p> <p>4. （略）</p>	<p>（信託業務の委託等） 第27条 （略）</p> <p>③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に 掲げる業務（裁量性のないものに限ります。） を、受託者および委託者が適当と認める者（受 託者の利害関係人を含みます。）に委託するこ とができるものとします。</p> <p>1. ～2. （略）</p> <p>3. 委託者（<u>第17条に規定する委託者から運用 の指図に関する権限の委託を受けた者を含 みます。</u>）のみの指図により信託財産の処分 およびその他の信託の目的の達成のために 必要な行為に係る業務</p> <p>4. （略）</p>

# 約款変更（新旧対照表）

## 世界資源株ファンド

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（信託報酬等）</p> <p>第46条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第43条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>153</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>（略）</p>	<p>（信託報酬等）</p> <p>第46条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第43条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>188</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>（略）</p>
<p>（付表）</p> <p>1. 約款第13条第2項、または第51条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。</p> <p><u>ニューヨークの銀行の休業日の前営業日</u> <u>ニューヨーク証券取引所の休業日の前営業日</u> <u>オーストラリア証券取引所の休業日の前営業日</u></p> <p><u>日</u></p>	<p>（付表）</p> <p>1. 約款第13条第2項、または第51条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。</p> <p><u>シドニーの銀行の休業日</u></p>

以 上